

日弁連・弁護士会による
リーガルサービスの実績

2003年3月
日本弁護士連合会

目次

第1 公設事務所・法律相談センターの設置状況

1. 公設事務所の設立状況一覧
2. 弁護士0～1地裁支部数の変遷
3. 弁護士0～1マップ(全国)
4. 弁護士ゼロワン地域における公設事務所・法律相談センターの設置状況
5. 法律相談センター等の設置推移
6. 全国における有料・無料法律相談件数の推移
7. 法律相談センターにおける事件受任件数の推移

第2 日弁連・弁護士会の弁護士過疎・偏在問題に対する支出状況

1. 日弁連特別会計(ひまわり基金)の年度別支況内訳
2. 日弁連一般会計における弁護士過疎・偏在対策費用(調査研究活動費等)の年度別支出
3. 弁護士会の運営する法律相談センターに対する当該弁護士会からの経費援助額の例(過去3年度分)
4. 公設事務所に対する今後の取りくみと試算

第3 法律相談センターの活動実態

1. 所在地別法律相談センターの典型モデル(例)
2. 弁護士過疎地域における法律相談事業の1例(島根県弁護士会石見法律相談センターの場合)
 - 2-1. 石見法律相談センターにおける担当弁護士の延べ人数と派遣元(平成14年度)
 - 2-2. 石見法律相談センターにおける相談件数と内訳(平成13年度)
 - 2-3. 石見法律相談センターにおける各種事業

第4 法律相談事業の外部との提携

1. 主要提携先(平成13年度)
2. 主要提携先別 無料法律相談件数(平成13年度全国実績)
3. 自治体における法律相談実施状況(都道府県・市区町村)
4. 地域特有の提携先(例)

第5 当番弁護士制度の運用状況

1. 勾留件数と当番弁護士受付件数の推移
2. 当番弁護士受任件数の推移
3. 被疑者弁護援助・少年保護事件付添扶助件数の推移

第6 当番弁護士制度等の運用における財政状況

1. 制度運営の財源
2. 初回接見・通訳費用の推移
3. 被疑者援助・少年付添費用の推移
4. 当番弁護士等の活動における日弁連・弁護士会の支出額

第1 公設事務所・法律相談センターの設置状況

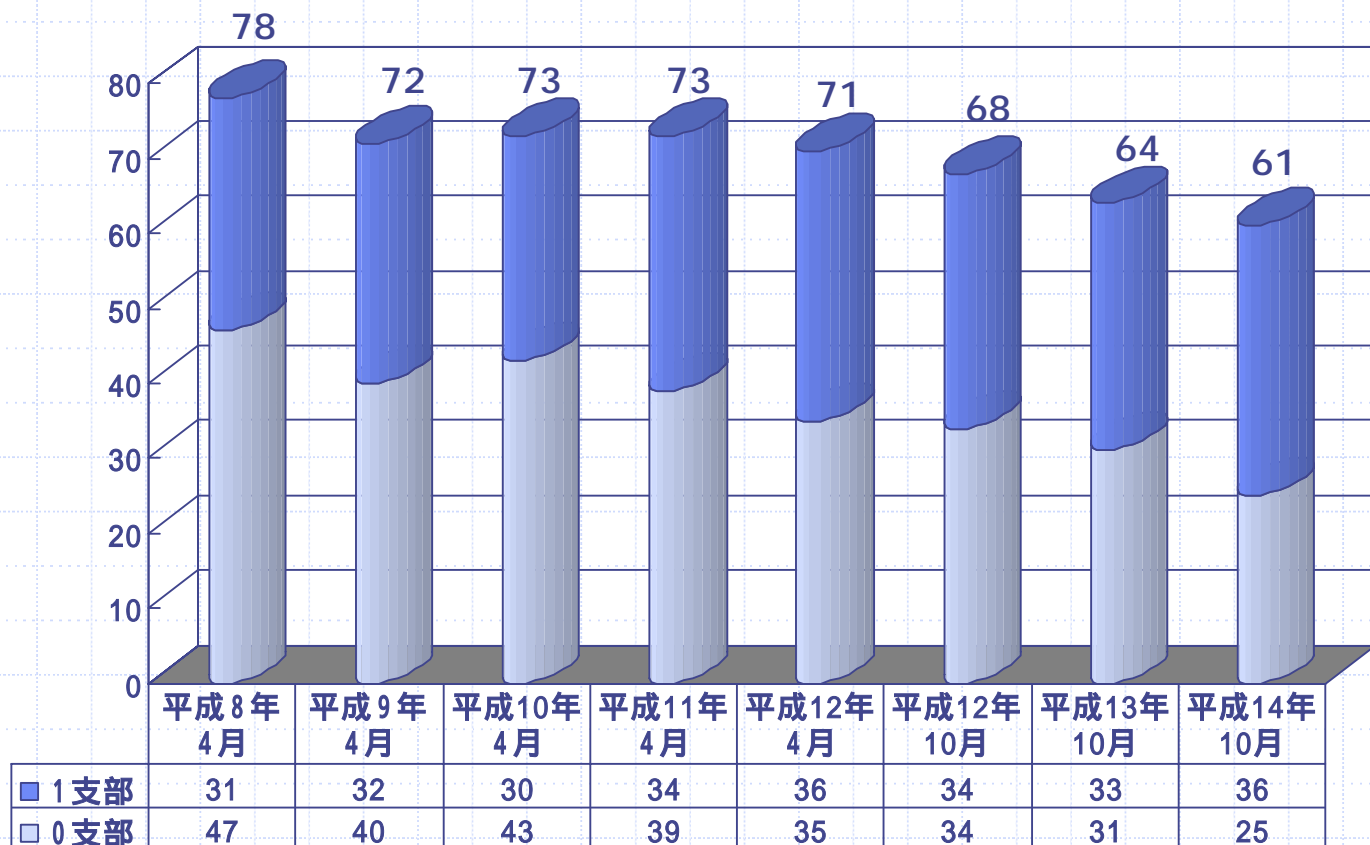
1. 公設事務所の設立状況一覧

本年5月までに全国17か所で公設事務所が開設される予定である。
この他12か所で開設のための検討が進んでいる。

	設置場所	設立年月日
1	鳥根県浜田市	2000年 6月12日
2	沖縄県石垣市	2001年 4月 1日
3	北海道紋別市	2001年 4月 9日
4	岩手県遠野市	2001年 8月29日
5	岩手県北上市	2001年 9月13日
6	北海道網走市	2002年 2月 1日
7	青森県五所川原市	2002年 2月12日
8	熊本県人吉市	2002年 4月 1日
9	三重県熊野市	2002年 6月 10日
10	宮崎県日南市	2002年 8月 1日

	設置場所	設立年月日
11	京都府宮津市	2002年10月 1日
12	青森県十和田市	2002年12月13日
13	長崎県島原市	2003年 2月 3日
14	北海道根室市	2003年 3月 7日
15	鳥取県倉吉市	2003年 3月20日 (予定)
16	長崎県平戸市	2003年 4月 1日 (予定)
17	沖縄県平良市	2003年 5月 6日 (予定)

2. 弁護士0～1地裁支部数の変遷について



4. 弁護士ゼロワン地域における公設事務所・法律相談センターの設置状況

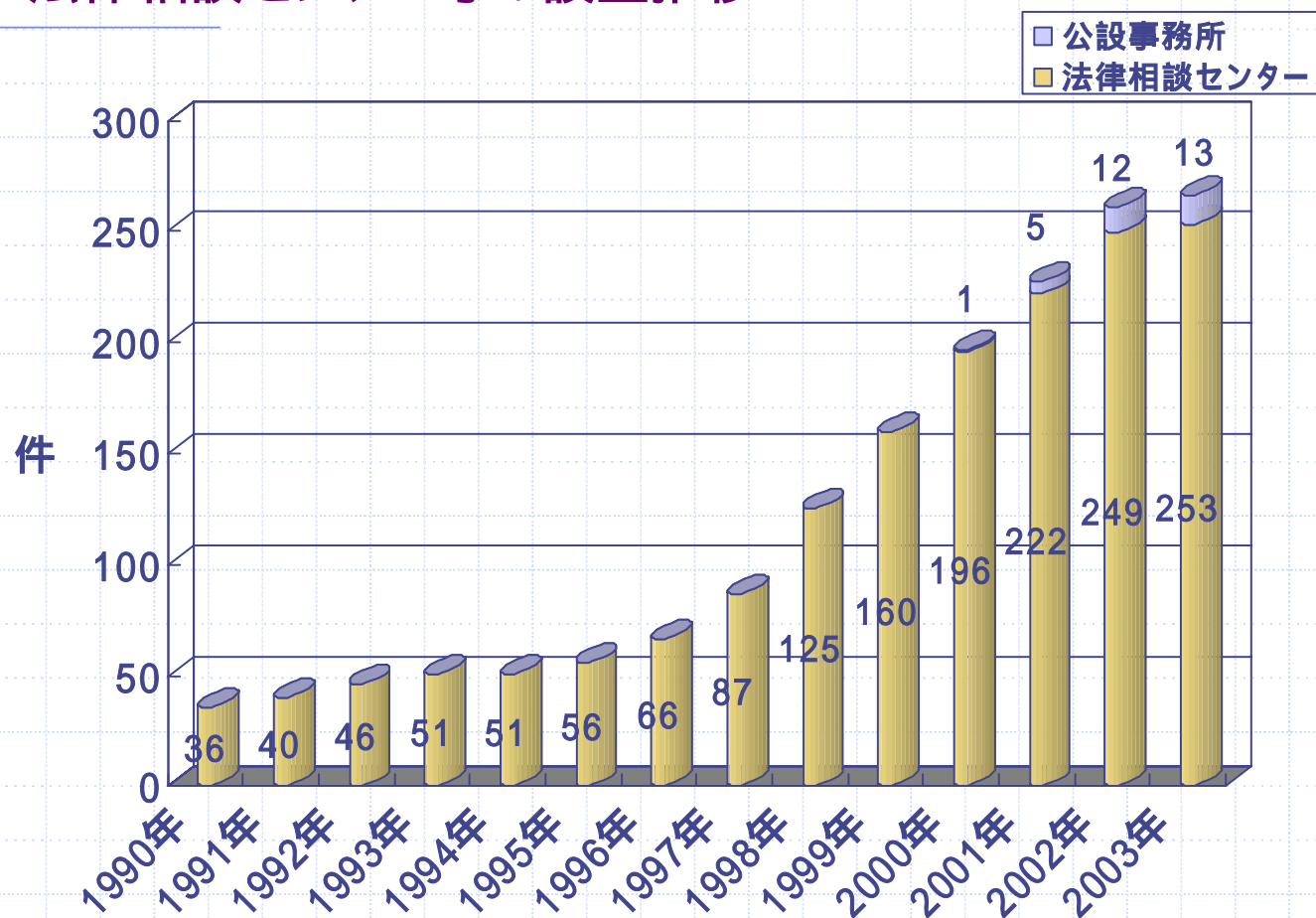
都道府県	弁護士会名	地裁支部名	支部会員数 H14.10.10 現在	相談センター/ 法律相談センター拡充型公設事務所	公設事務所	
1	北海道	札幌	岩見沢	1		
2			滝川	1		
3			浦河	1		
4			岩内	0		
5		函館	江差	0		
6		旭川	名寄	0		開設予定
7			紋別	1		
8			留萌	0		開設予定
9			稚内	1		
10		釧路	網走	1		
11			根室	0		開設予定
12	青森県	青森県	五所川原	1		
13		十和田	0			
14	岩手県	岩手	二戸	1	市と共催の相談会	開設予定
15		宮古	1		開設予定	
16	宮城県	仙台	登米	0		
17	秋田県	秋田	能代	1		
18	茨城県	茨城県	麻生	1		
19	千葉県	千葉県	佐原	1		
20	新潟県	新潟県	新発田	1		
21	静岡県	静岡県	掛川	1		
22	富山県	富山県	魚津	1		
23	石川県	金沢	輪島	0		開設予定
24	福井県	福井	武生	1		
25	岐阜県	岐阜県	御嵩	1		
26	滋賀県	滋賀	長浜	1		
27	京都府	京都	園部	0		
28		宮津	1			
29	兵庫県	兵庫	柏原	1		
30		社	1			
31		龍野	1			
32	奈良県	奈良	五條	0		
33	和歌山県	和歌山	御坊	0		
34	島根県	島根	益田	1	石見法律相談センター益田会場(月2回)	
35		西郷	0			
36	岡山県	岡山	新見	0		
37	山口県	山口	萩	1		
38	徳島県	徳島	阿南	0		
39		脇町	1			
40	高知県	高知	須崎	1		
41		安芸	0			
42	福岡県	福岡	八女	0		
43		田川	1			
44		島原	0			
45	長崎県	長崎	平戸	0		開設予定
46		壱岐	0			
47		福江	1		開設予定	
48		厳島	0			
49	熊本県	熊本	玉名	1		
50		山鹿	0			
51		宮地	0			
52		人吉	1			
53		天草	1			
54	大分県	大分	杵築	0		
55		佐伯	1			
56		竹田	1			
57	宮崎県	宮崎	日南	1		
58	鹿児島県	鹿児島	加治木	0		
59		知覧	0		弁護士会にて設置の決議	
60		川内	1			
61		鹿屋	1		弁護士会にて設置の決議	

地裁支部管内の 弁護士数	地裁支部数
0人	25支部
1人	36支部

地裁本庁・支部の全国総数
253支部

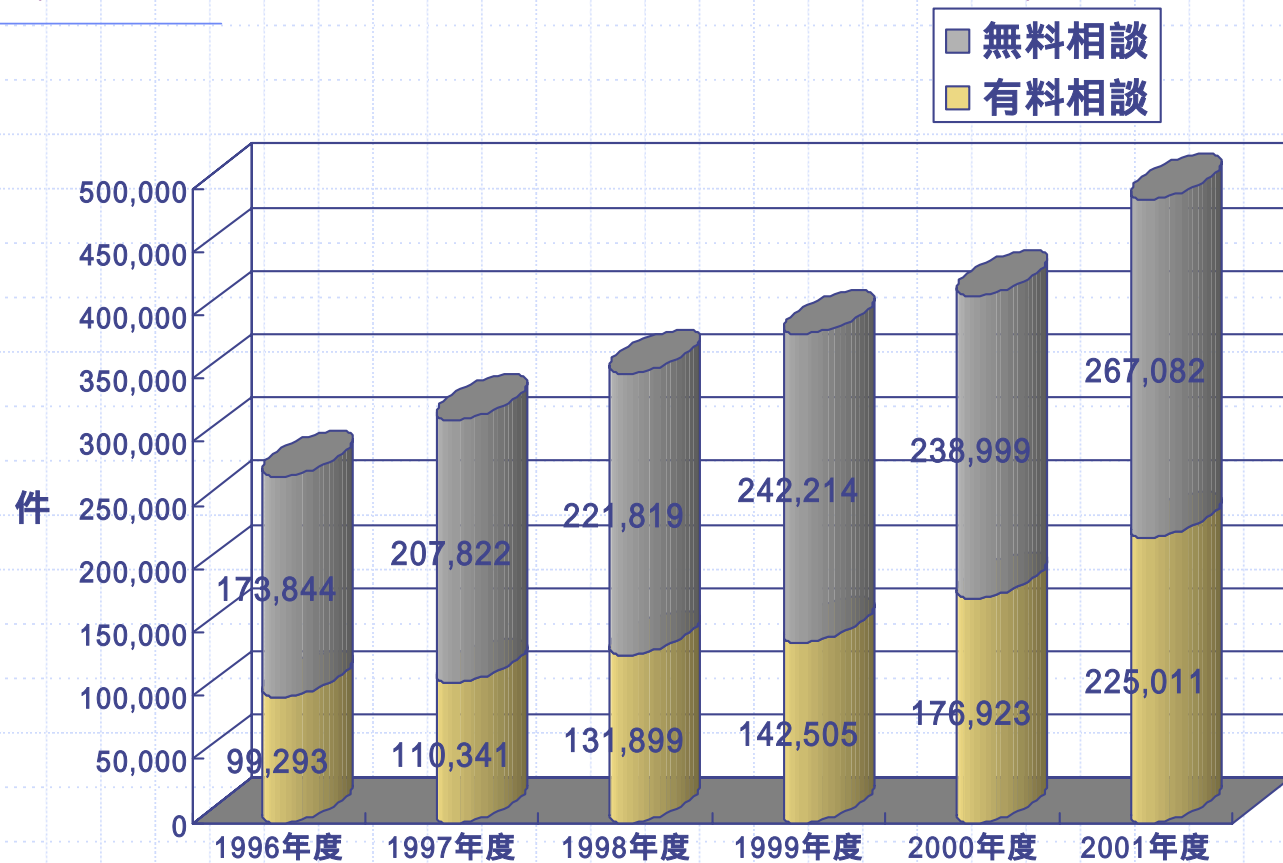
	法律相談センター	公設事務所	支部数
1			7 網走, 五所川原, 十和田, 宮津, 島原, 人吉, 日南
2		×	49
3	×		1 紋別
4	×	×	4 名寄, 留萌, 二戸, 知覧

5. 法律相談センター等の設置推移



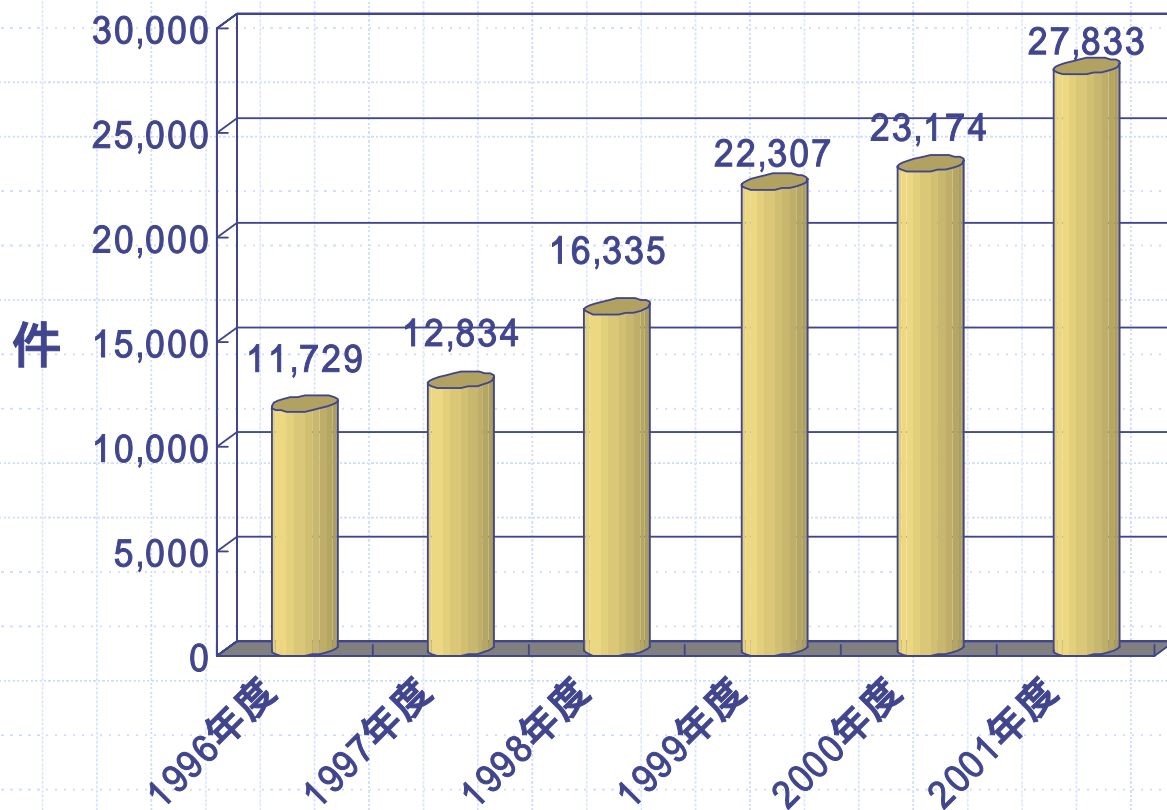
6. 全国における有料・無料法律相談件数の推移

(無料相談には,自治体等との提携による相談件数を含む)



無料相談件数は日弁連で把握している数値であり,実態の一部に過ぎない。

7. 法律相談センターにおける事件受任件数の推移

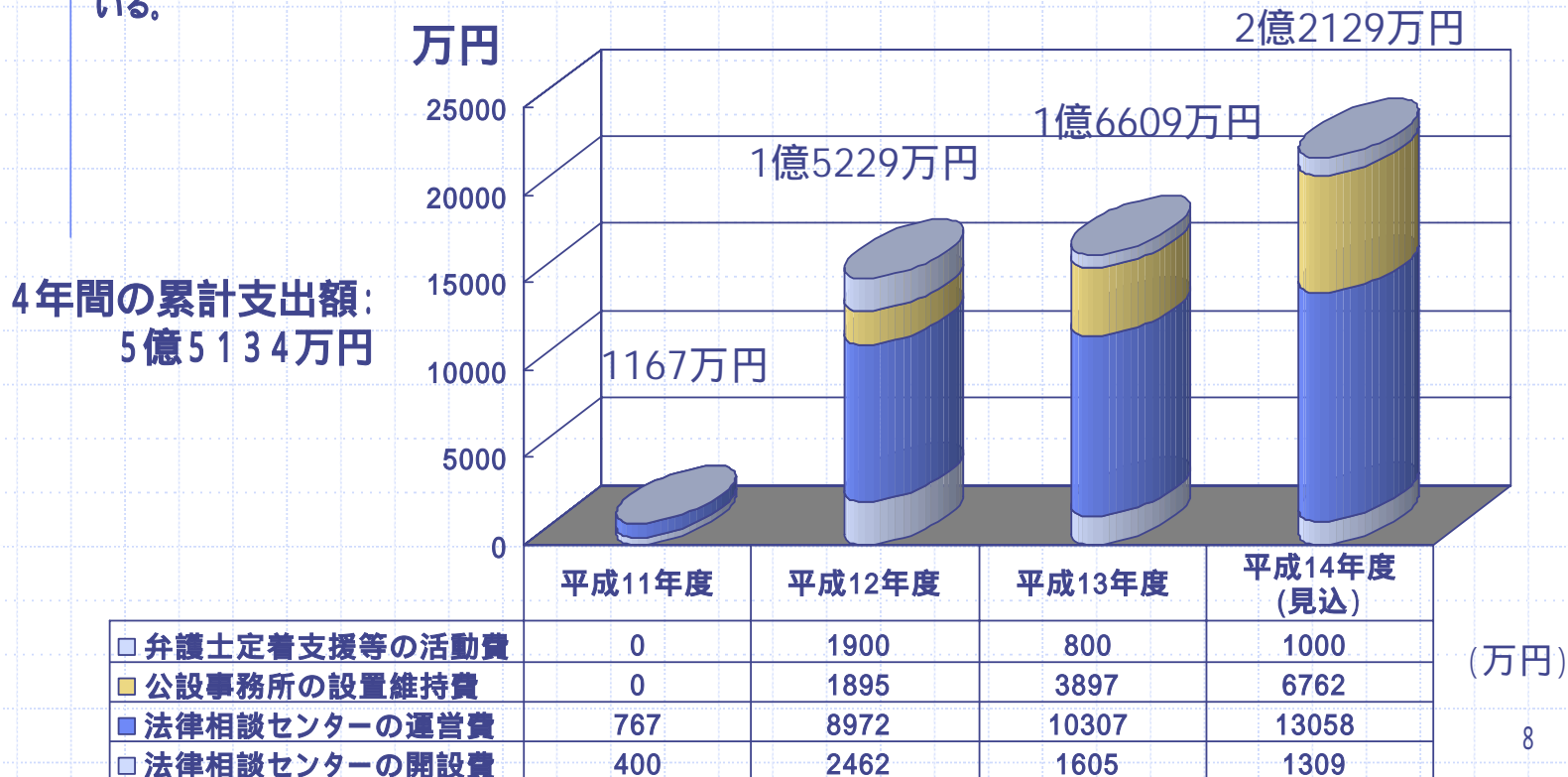


受任件数は日弁連で把握している数値であり、実態の一部に過ぎない。

第2 日弁連・弁護士会の弁護士過疎・偏在問題に対する支出状況

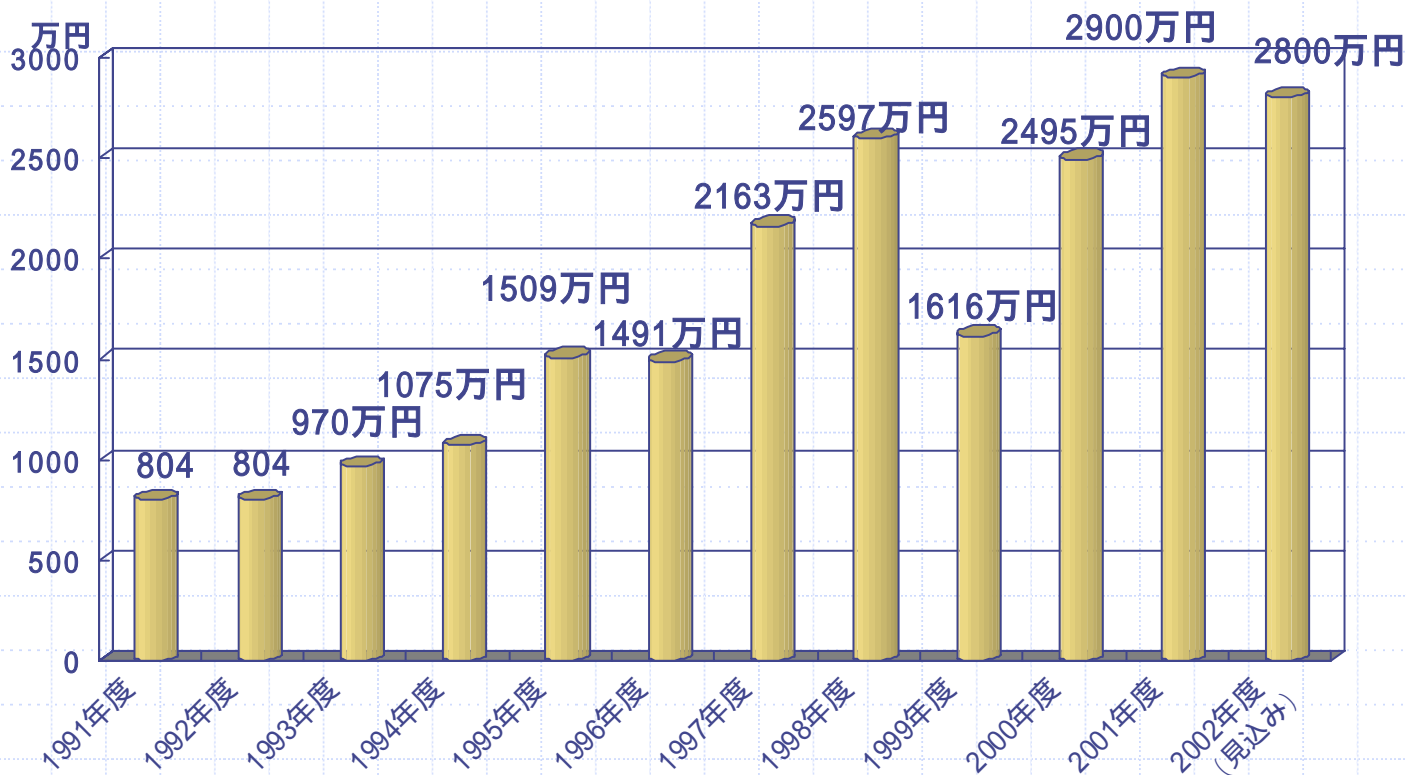
1. 日弁連特別会計(ひまわり基金)の年度別支出状況内訳 ひまわり基金

弁護士過疎・偏在地域における公設事務所、法律相談センターの設置・維持、弁護士定着の推進、広報活動等に活用するための基金。平成12年1月より弁護士である会員より毎月1000円の特別会費を徴収している。



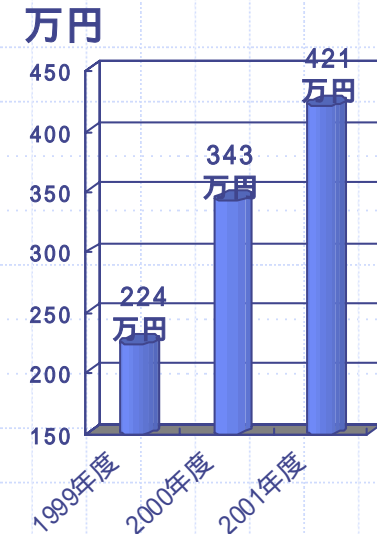
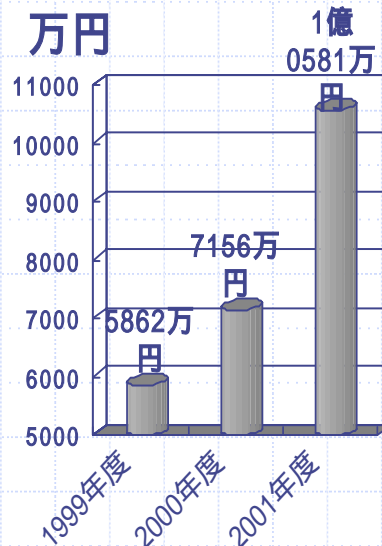
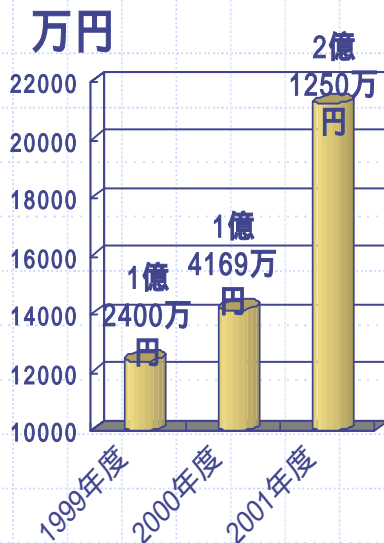
2. 日弁連一般会計における弁護士過疎・偏在対策費用 (調査研究活動費等)の年度別支出

日弁連では弁護士過疎・偏在対策の担当委員会を設け、全国の弁護士会と協力して法律相談センターや公設事務所の設置に努力している。



12年間の累計支出額: 2億1224万円

3. 弁護士会の運営する法律相談センターに対する 当該弁護士会からの経費援助額(過去3年度分)



■ A 弁護士会(会員数が
1,000名以上)

■ B 弁護士会(会員数300名
程度)

■ C 弁護士会(会員数50
名以下)

4. 公設事務所設置に関する今後の取りくみと試算

◆ 公設事務所の設置により、弁護士0～1地域(全61ヶ所)をなくす。

■ 費用の概算

公設事務所2ヶ所×0地域20ヶ所 = 40ヶ所,

公設事務所1ヶ所×1地域41ヶ所 = 41ヶ所

$(40 + 41) \times 500$ 万円 = 4億500万円

1公設事務所の設置に費用な平均的経費500万円

■ 必要とされる弁護士数

上記より81名が必要となるが、これを大規模会から派遣してもらうことにする

◆ 独立簡裁所在地等への対策

- 地域司法計画に基づき、単位会と協力しながら法律事務所を設置していく

第3 法律相談センターの活動実態

1. 所在地別 法律相談センターの典型モデル(例)

	弁護士過疎地域 青森県弁護士会 十和田法律相談センター	中規模都市 兵庫県弁護士会 総合法律相談センター (神戸相談所)	大規模都市 東京三会法律相談センター (霞ヶ関)
相談場所	十和田市商工会館 (相談日のみ時間借り)	弁護士会館	弁護士会館
相談日 (時間)	毎週木曜 (13時30分～16時)	月～金曜日 (10時～16時30分)	月～土曜日 (9時30分～15時) 土曜日は9時30分～11時
予約の要否	電話予約	電話予約	来館時に受付
事務職員	無し	専従職員	専従職員
1日あたりの相談員 (弁護士)数	1人	7人	最大36人
年間延べ相談員数	約50人	約1,700人	約9,000人
年間相談件数	約250件	約6,000件	約18,000件

2-1. 弁護士過疎地域における法律相談事業の1例

(島根県弁護士会石見法律相談センターの場合)

◆ 石見法律相談センター

島根県弁護士会, 中国弁護士会連合会, 日弁連の共催による法律相談センター

■ 所在地

- ◆ 島根県浜田市, 益田市, 大田市の3ヵ所

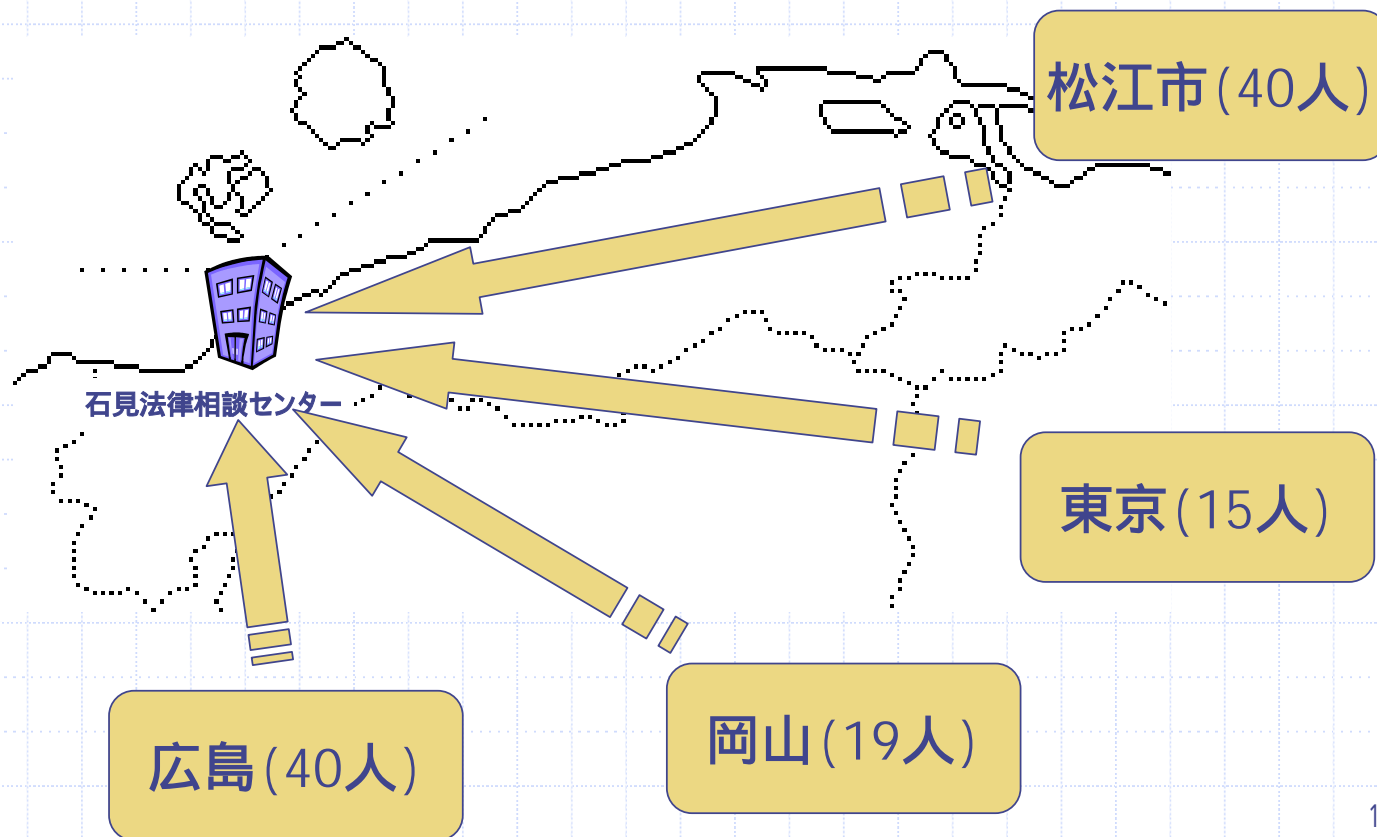
■ 相談日(電話予約制)

- ◆ 浜田会場: 毎週金曜日
- ◆ 益田会場: 第3・4金曜日
- ◆ 大田会場: 月1回

■ 相談料

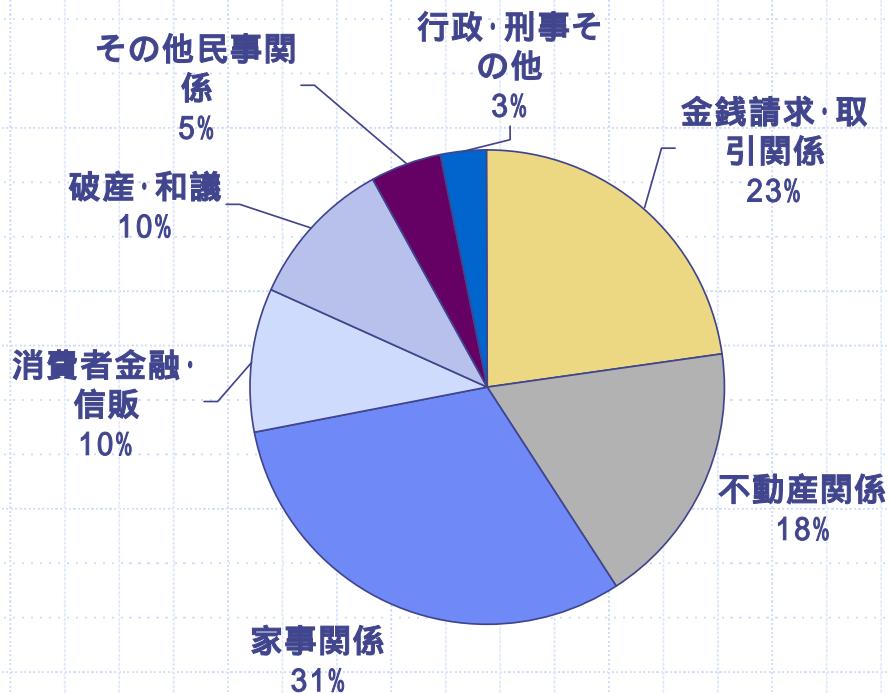
- ◆ 原則として無料相談(全相談の98%が無料相談)

2-2. 相談担当弁護士の延べ人数(平成14年度)



2-3 . 法律相談の件数と内訳 (平成13年度)

- 年間相談件数 : 882件
- 法律相談の内訳

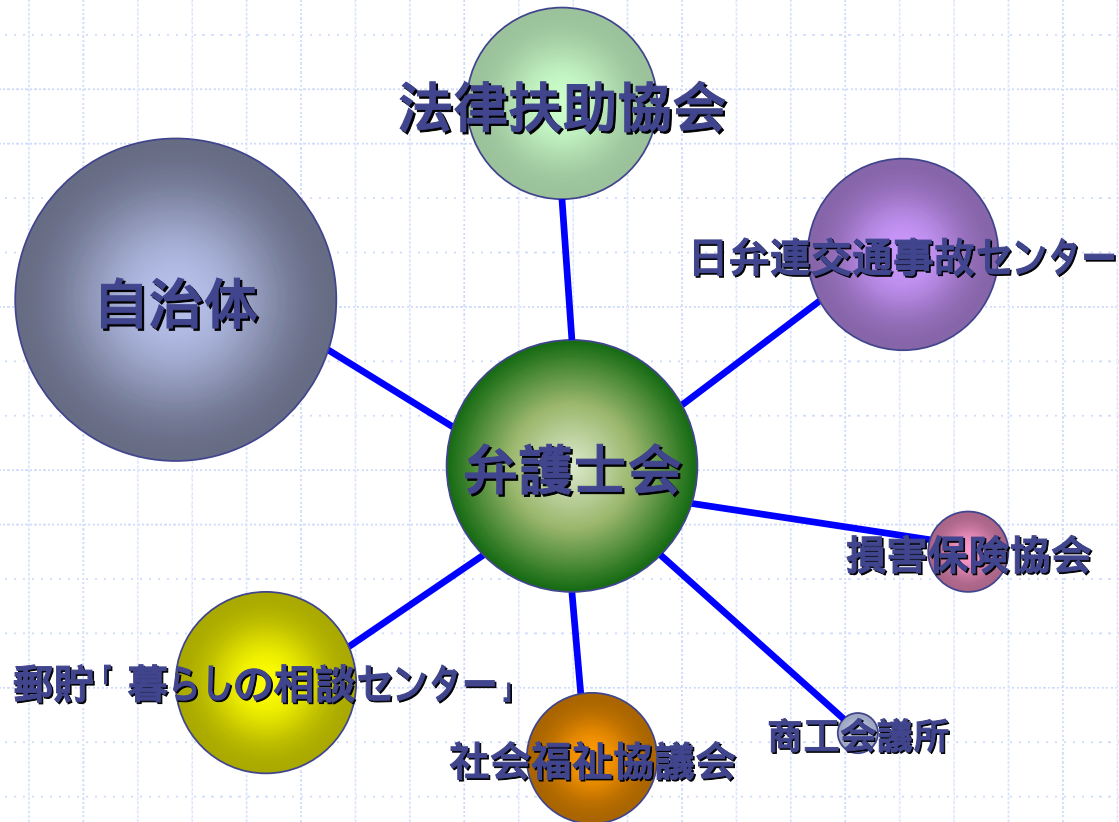


2-4 . 石見法律相談センターにおける各種事業

- ◆ テレビ電話会議システムによる相談
- ◆ 仲裁事業 (ADRとしての役割)
- ◆ 当番弁護士の派遣
- ◆ 弁護士の紹介
 - 相談者が引き続き弁護士に事件処理の依頼 (委任) を希望する場合
- ◆ 協議会・講演・シンポジウムの開催

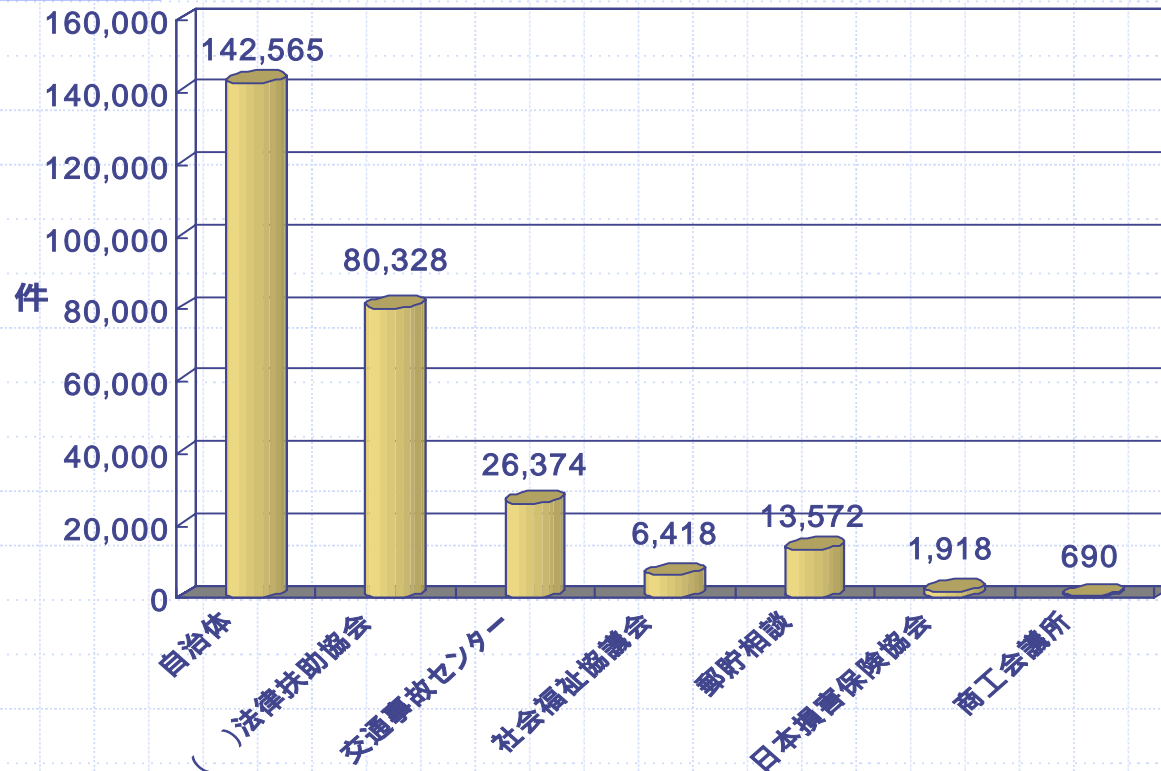
第4 法律相談事業の外部との提携

1. 主要提携先(平成13年度)



2. 主要提携先別 無料法律相談件数(平成13年度全国実績)

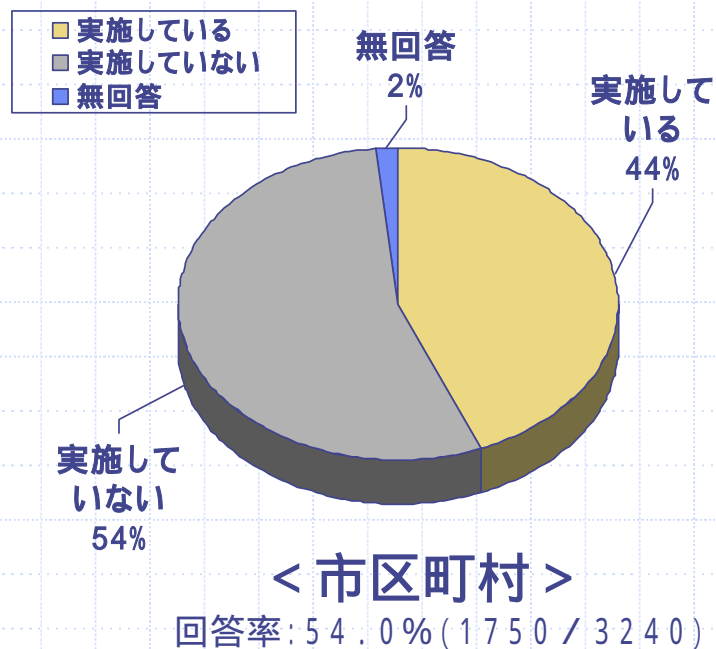
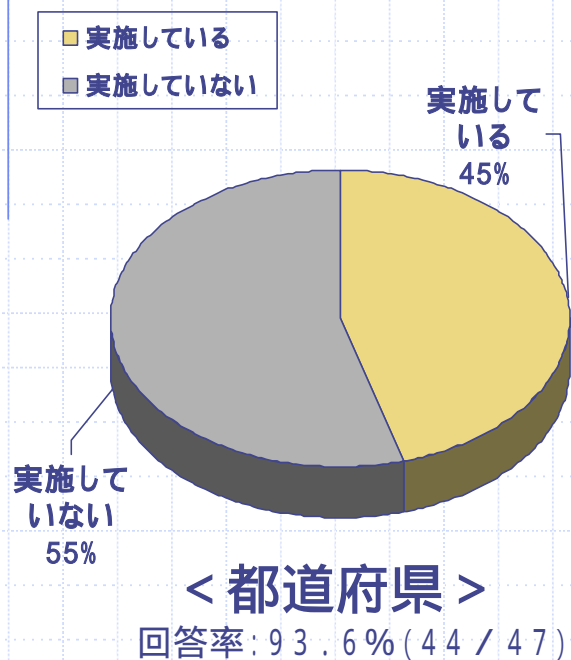
各件数について「不明」としている弁護士会もあり、これはグラフに反映されていない。



()法律扶助協会における相談件数(80,328件)のうち、30,526件が(財)日本財団の補助金によるものの他に、支部主催事業及び記念日相談を加えた無料法律相談件数、49,802件が国庫による法律相談援助件数となっている。

3. 自治体における法律相談実施状況(都道府県・市区町村)

2001年1月1日現在のデータに基づく



4. 地域特有の提携先(例)

各弁護士会では、の主要提携先の以外にも、個別に提携関係を構築している。

大阪国際交流センター
大阪市都市型産業振興センター
大阪市母と子の共励会
近畿管区行政監察局
吹田市施設管理公社
茨木農協
高槻市立障害者福祉センター
大阪住まい情報センター

大阪弁護士会

(財)交通事故紛争処理センター
(財)北海道建築指導センター
北海道行政評価局

札幌弁護士会

(財)日本住情報交流センター
(社)神奈川県トラック協会
(財)中小企業経営者福祉事業団

横浜弁護士会

(財)奈良市商業振興センター
(財)奈良県長寿社会推進センター
(財)奈良県地場産業振興センター
奈良県手をつなぐ育成会

奈良弁護士会

(財)石川県長寿生きがいセンター
(財)石川県国際交流協会
母子福祉連合会

金沢弁護士会

(財)熊本さわやか長寿財団
(財)熊本県暴力追放協議会
(財)熊本市福祉公社ヒューマンライツ
(財)熊本市国際交流進行事業団

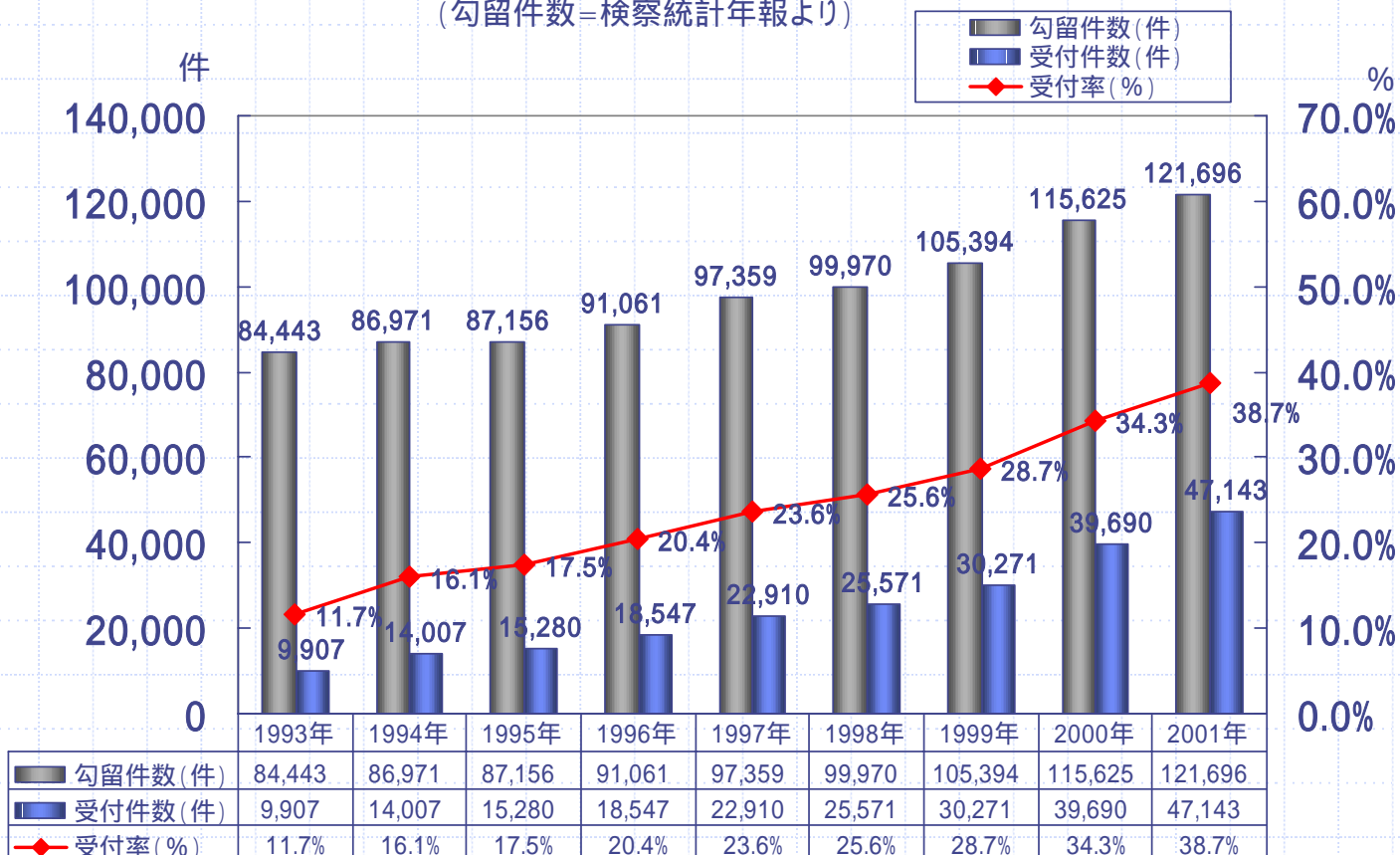
熊本県弁護士会

第5 当番弁護士制度の運用状況

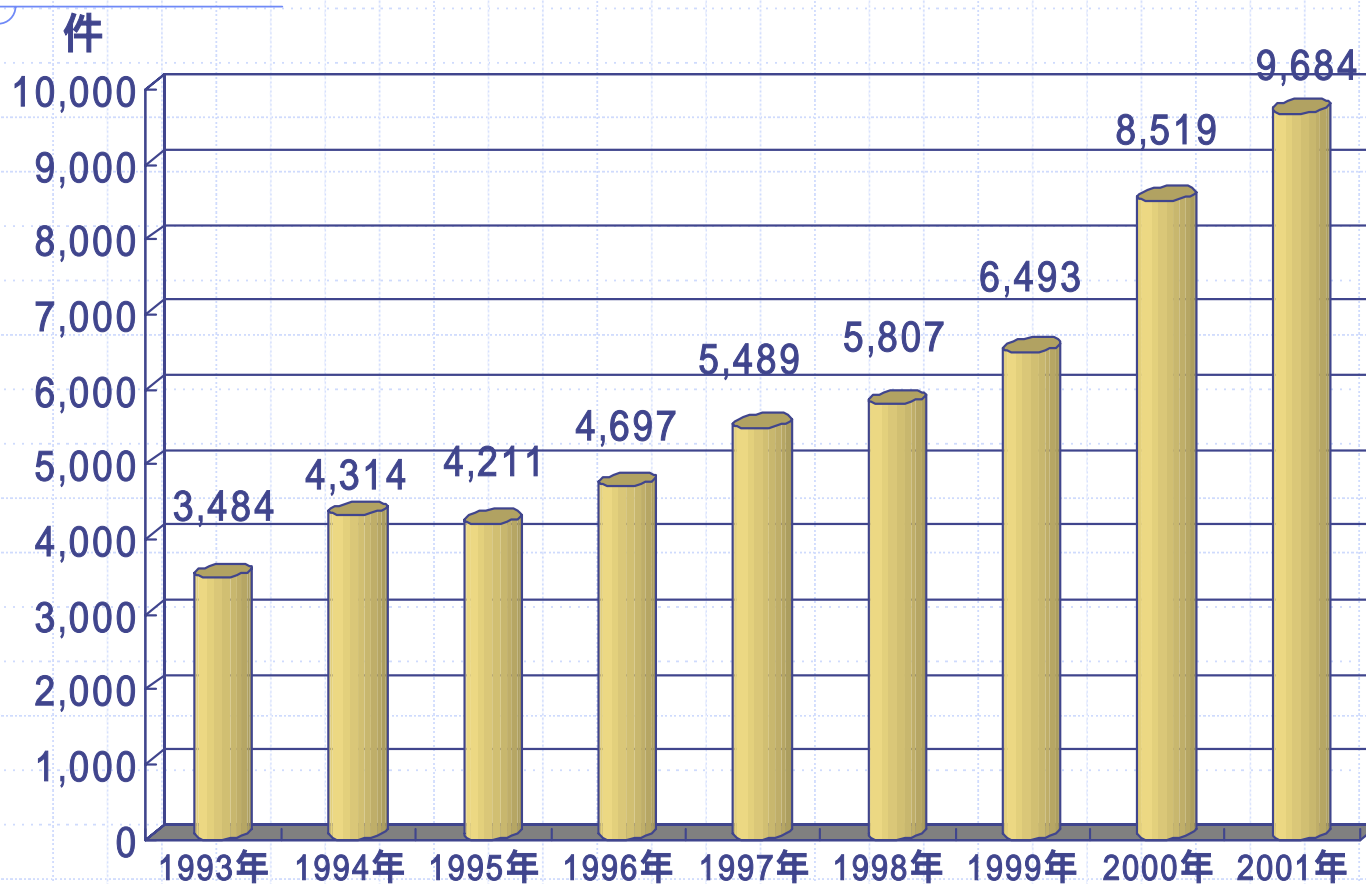
1. 勾留件数と当番弁護士受付件数の推移

各年の件数は1～12月の暦年ベース

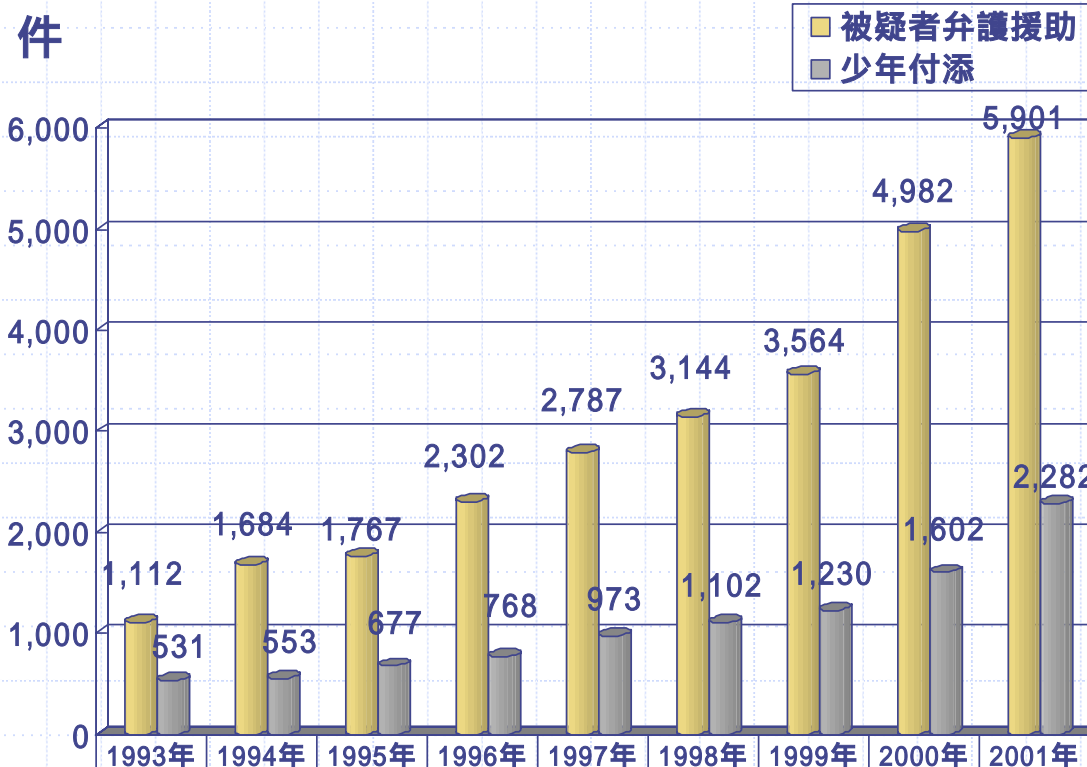
(勾留件数=検察統計年報より)



2. 当番弁護士受任件数の推移



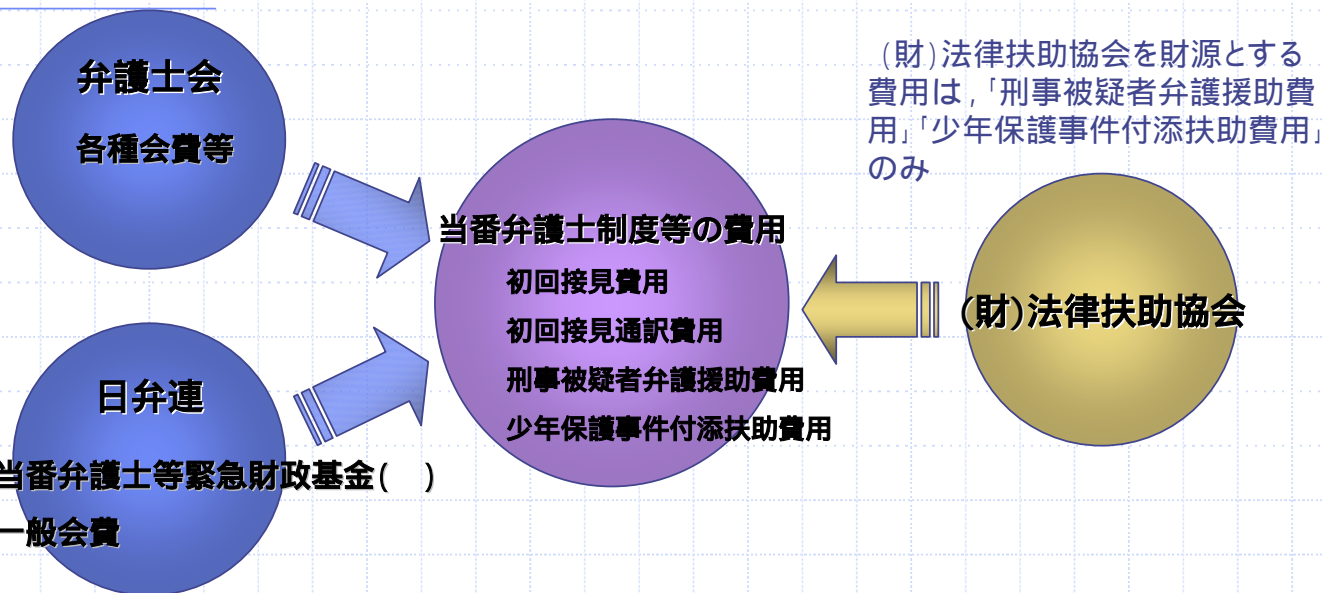
3. 被疑者弁護援助・少年保護事件付添扶助件数の推移



■ 被疑者弁護援助	1,112	1,684	1,767	2,302	2,787	3,144	3,564	4,982	5,901
■ 少年付添	531	553	677	768	973	1,102	1,230	1,602	2,282

第6 当番弁護士制度等の運用における財政状況

1. 制度運営の財源



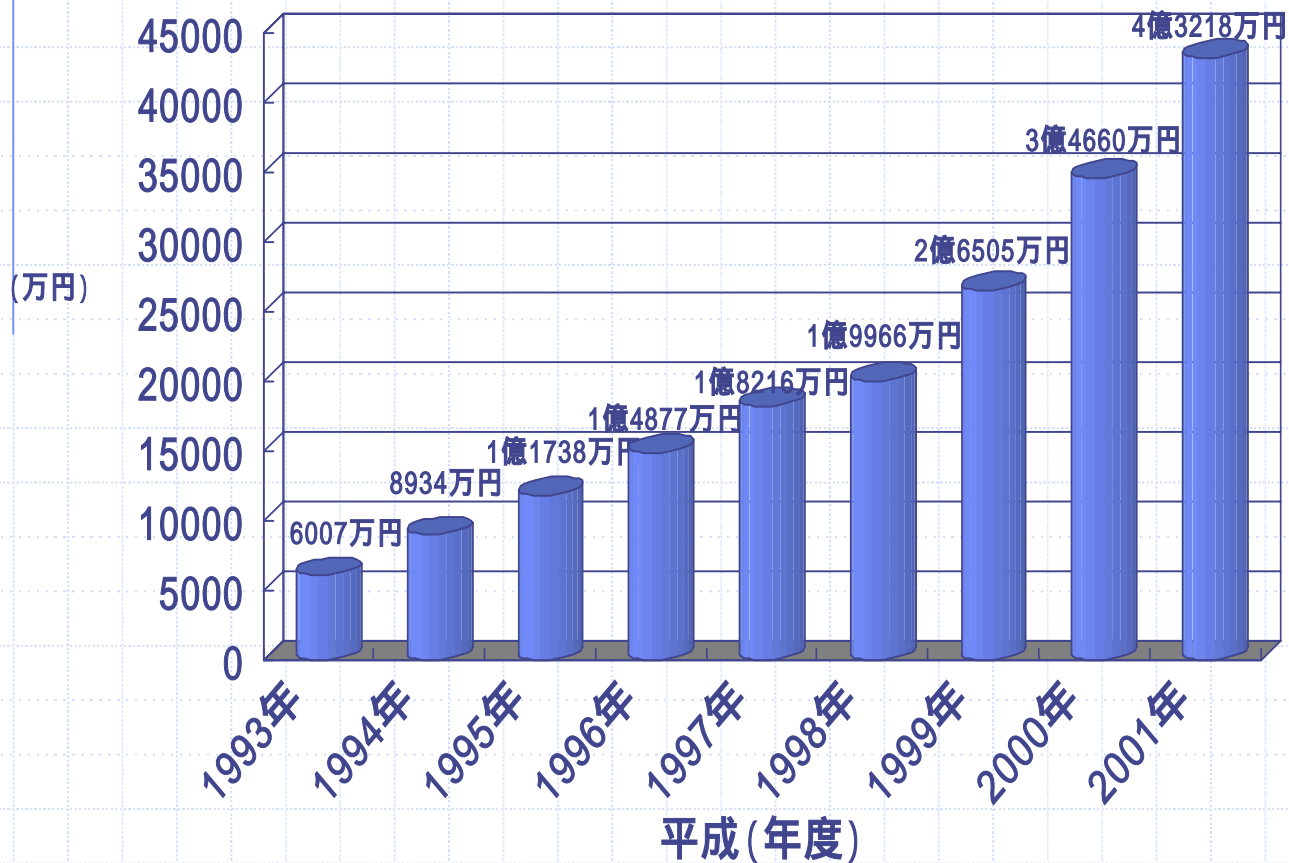
当番弁護士等緊急財政基金

当番弁護士制度等の運用(弁護士会が実施する当番弁護士初回接見費用及び初回接見通訳費用並びに財団法人法律扶助協会が実施する刑事被疑者弁護援助制度及び少年保護事件付添扶助制度)の維持・発展に要する費用に対する財政基盤の補助のため平成7年に設置された基金。弁護士である会員より毎月特別会費を徴収している。

特別会費額(月額/1人)は、平成7年～同11年3月が1500円、平成11年4月～同13年7月が2200円、平成13年8月～平成14年3月が2800円、平成14年4月以降は4200円。

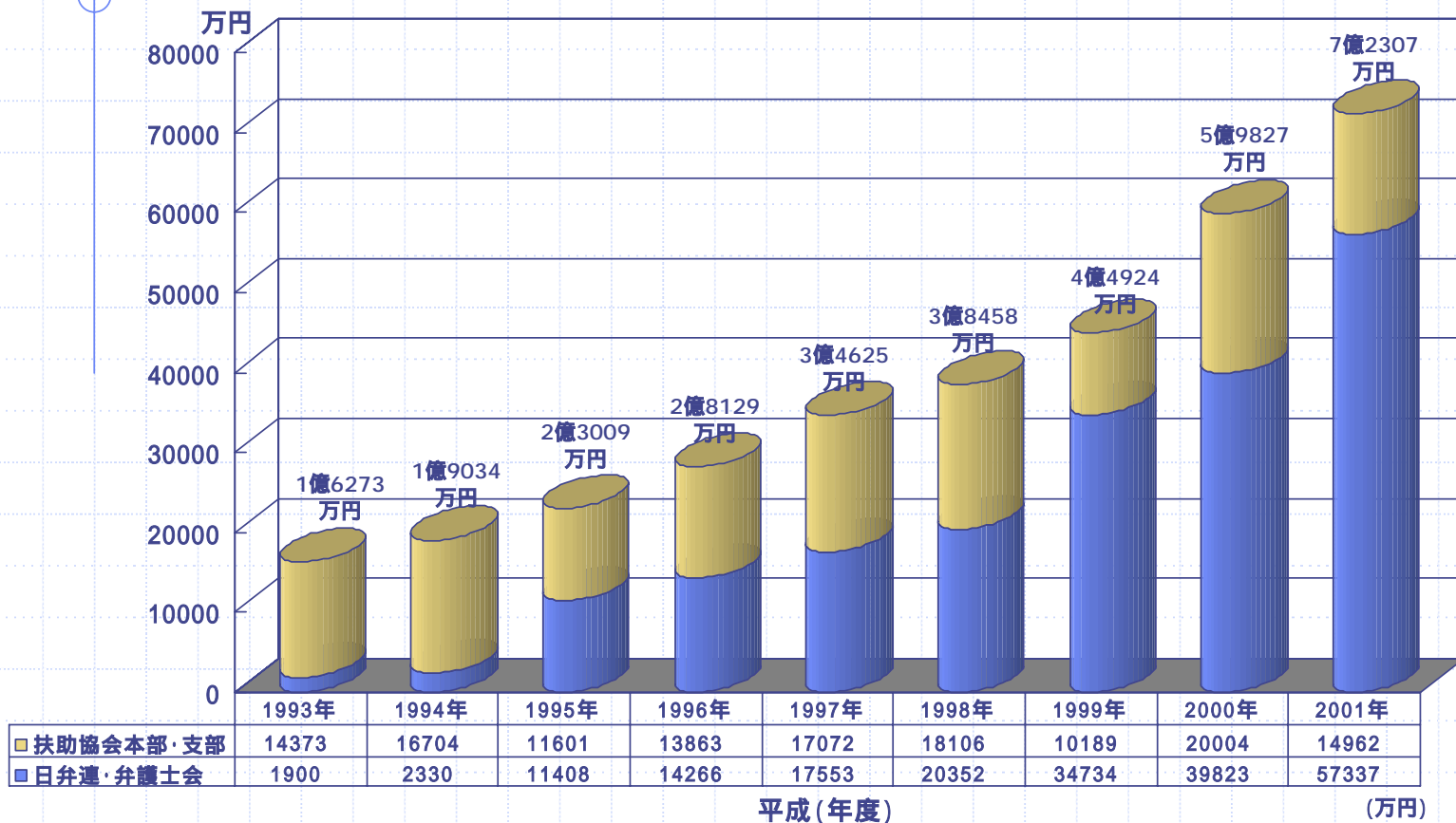
全ての弁護士が、日弁連及び所属弁護士会それぞれの一般会費、特別会費等を支払っている。

2. 初回接見・通訳費用 (財源:日弁連・弁護士会)



3. 財源別被疑者援助・少年付添費用

(財源:法律扶助協会,日弁連・弁護士会)



平成(年度)

(万円)

4. 当番弁護士等の活動にかかる費用総額と財源の内訳

